慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一三〕會□の出張所長の權限と商法四二條および手形關係における商法四二條二項の「相手方」の意義 (昭和三三年一二月二三日大阪高等判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.4 (1961. 4) ,p.80- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610415-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法　一三〕會社の出張所長の權限と商法四二條および手形關係における商法四二條二項の「相手方」の意義

（昭和三三年一二月二三日大阪高等判決　昭和三二年(ネ)第一五〇九號約束手形金請求事件　下級民集九卷一二號二五〇（一六二）頁　第一審　大阪地方）

【判示事項】　一、會社の出張所が支店の實體を有するものとして、出張所長の權限について商法第四二條を適用した事例

二、手形關係における商法第四二條第二項の「相手方」の意義

【參照條文】　商法第四二條

【事實】　訴外Aは、昭和二九年六月二一日までB會社の社長を兼ねていたが、その頃同會社がZ會社から耕作機を買受けるに當り、Z會社からの控訴人（被告）Y會社振出の約束手形で代金の支拂を受けたいとの要請に應じ、たまたま自己がY會社の岡山出張所長の地位に在るのを奇貨として、右代金支拂の爲に、昭和二九年七月二五日、C番地Y會社岡山出張所長Aの名義で、Z會社宛に三通の約束手形を振出した。受取人Z會社はこれを被控訴人（原告）X協同組合に裏書譲渡した。そこで、手形の所持人となつた被控訴人（原告）は、昭和三一年四月九日の原審口頭辯論期日に振出日を實際の振出日である昭和二九年七月二五日と補充したうえ、控訴人（被告）Y會社に對し右手形金合計一四〇萬圓と、各手形の振出日を補充した日の翌日である昭和三一年四月一〇日以降支拂濟に至るまでの遲延損害金の支拂を求めた。これに對し、控訴會社は出張所長に對して手形振出の權限を與えていなかつたとして爭つたが、被控訴人（原告）は、控訴人（被告）の岡山出張所長Aが、控訴人Y會社から營業に關する包括的代理權を與えられていなかつたとしても、右岡山出張所は、名は出張所であつても、實質上は支店と異らないから、その主任者である出張所長という名稱を使用した使用人は、支店の支配人と同一の包括的代理權を有するものである。よつて、右岡山出張所長A名義で振出された本件各手形について被控訴人

（被告）に手形上の責任があると主張した。

これに對し原審（昭和三一年一一月二一日大阪地方判決・昭和三〇年（ワ）第一二二二號・下級民集七巻一號三三三五（一三三）頁）では、振出人として「C番地、Y會社岡山出張所、所長A」とした記載は、外觀上控訴人（被告）の岡山出張所長が自己の爲にではなく、控訴人（被告）の爲に手形行爲をしたものであると認め、Aが控訴人（被告）の岡山出張所長として控訴人の爲に手形を振出す權限があつたかどうかについては、控訴人Y會社は本店を東京都D區に置く土木建築請負業を營むことを目的とする會社であるが、岡山縣知事に對し控訴人の岡山出張所名義で土木建築請負業者の登錄をなし、また他と請負契約を締結する場合、小工事については本店と獨立して請負契約を締結し、その爲に必要な或る程度の資材の購入、代金の支拂、使用人の雇入等をなし得たものであるから、實質的には支店と同視すべき實體を有していたとした。そして商法四二條の規定によると、支店の營業の主任者であることを示す名稱を附した使用人は、支店の支配人と同一の權限を有し、控訴人（被告）の營業に關する裁判外の一切の行爲をする權限を有するから、右出張所の長であつたAは、控訴人の營業に關し手形を振出す權限を有するものである。そして控訴人（被告）は出張所長には手形振出の權限を與えていなかつた旨主張するが、右のような制限は控訴人（被告）の內部的な代理權の制限であり、しかも被控訴人（原告）において右制限を知つていたとの證據は何もないとしてその主張を排斥した。

控訴人（被告）は更に、本件手形は被告の營業の範圍に屬しない行爲の爲に振出されたものであるから支拂義務がないとの主張をなしたが、Aが控訴人（被告）の爲に手形振出の權限を有する以上、その權限を亂用して本件手形を振出したとしても、その爲控訴人が手形上の義務を免れ得るものではないし、被控訴人（原告）が右權限亂用の事實を知つて手形を取得したとの主張も立證もない本件においては、控訴人（被告）は本件手形の支拂義務があるとし、被告を敗訴させている。

そこで被告たるY會社は、原審主張の事實と、本件約束手形はいずれも振出人を控訴人「Y會社岡山出張所A」と明記し、同人が支店の營業の主任者たることを示すべき名稱を用いていないということ、及び本件手形はAが控訴人とは關係のないB會社の農機具代金支拂の爲振出したものであるから、控訴人の營業に關するものでないのみならず、本件手形の受取人たるZ會社の代表取締役Dは、右事情を知悉して本件手形の交付を受けたのであるから、Z會社に對する關係において商法四二條の適用のないこと明らかである。從つて本件手形の所持人である被控訴人に對してもその適用がないというべきで、控訴人は被控訴人に對し手形上の責任を負うべき筋合で

なく、手形法八條第七七條によりAがその支拂の責に任ずべきであることを主張して控訴したのが、本件である。

これに對し被控訴人は、訴外Aは、控訴會社の岡山出張所長であつて、その營業に關し包括的代理權を與えられていたのであるから、右代理權に基ずいて本件手形を振出したのである。そして假に包括的代理權を與えられていなかつたとしても、右出張所長は支店長と同樣、商法四二條により包括的代理權を有するものとみなされるから、その營業に關し代理權を有する。よつて、本件約束手形は控訴會社の營業に關し振出されたものであると主張している。

【判旨】　控訴棄却。

證據によりAは「C番地Y會社出張所所長A」と表示し、本件約束手形三通を振出したこと、又控訴會社では特に社長の許可を得た場合でなければ出張所長には手形發行の代理權限なく、Aは本件手形の振出について社長の許可を得たものでないことを認めている。

商法四二條については、商法四二條には本店又は支店の營業の主任者たることを示すべき名稱を附した使用人と規定し、出張所長はこれに包含しないかに見えるが、その名稱は出張所であつても、その業務が支店の實質を有する場合には、その出張所長をも含むものと解するのが第三者保護を目的とする本條の精神に適うとし、本件では控訴會社は岡山縣知事に對し、土木建築請負業者としての登錄屆出をY會社岡山出張所の名でなしたこと、また他と請負契約を締結する場合、緊急を要するとき小工事については本社に連絡することなく出張所長において仕事の內容を檢討して契約を締結し、その爲に必要な或る程度の資材の購入、その代金の支拂等を爲していたということから、控訴會社の岡山出張所は、その業務が支店としての實質を具えていたものというべく、從つてその長は商法四二條により營業に關し支配人と同一の權限を有するものとみなすべきであり、而して手形の振出は營利會社である控訴人の營業範圍內の行爲と解すべきであるとしている。

そして、更にAの本件手形の振出は實質的には會社の業務の範圍に屬しないものといえるが、商法四二條二項にいう相手方とは、流通證券である手形の關係においては、手形授受の直接の相手方ばかりでなく、その後適法に手形上の權利者となつたもの、すなわち現在の所持人をも包含し惡意の有無は權利を行使する所持人について判斷すべきものと解するのが相當とするところ、被控訴人がAの手形振出について權限なきこと、また本件手形が前記いきさつで振出され、控訴會社の營業の範圍に屬しないものであつたことを知つて本件手形を取得したことを認めるに足る證據がないから、控訴人は被控訴人に對し本件手形金合計一四〇萬圓、及びこれに對する手形要件補充の日の翌日である昭和三一年四月一〇日から支拂濟に至る

まで商法所定年六分の割合に依る遅延損害金を支拂うべき義務があるとした。

【評釋】　代理人による手形の振出によつて本人が責任を負うためには、手形面に代理關係の表示されていることと、そして代理人が本人を代理して手形振出をなす權限を有することを要するのはいうまでもない（牛出慶道・商事判例研究二八・東京大學商法研究會・商事判例研究昭和二六年度一五八頁）。そして代理關係の記載の有無は、手形面上の記載に從つて、その外觀のみから客觀的に判斷することを要する（大判大正一〇・一〇・六民錄二七輯一七八一頁、同大正一〇・一〇・一二民錄二七輯一七〇〇頁等、通說）のであるが、代理關係の記載には特別の方式はなく、要するに代理人自身の爲でなく、本人の爲に手形行爲をなす意思を認めうる程度の記載があれば足りると解され（東京地裁・昭和二六・三・二八下民集二卷三號四三六頁、通說）、大審院のしばしば判示するところである（大判明治四〇・三・二〇新聞四二〇號一一頁、同明治四〇・六・一八民錄一三輯六七六頁、同大正五・一二・一五裁判例Ⅱ四一頁等）。

判例によれば「甲銀行神戸支店乙」と記載し、乙の名の下に「神戸支店支配人代理印」と表示した印影がある場合（神戸地判明治四一・一一・五新聞五四〇號一一頁）、「甲會社乙」と記載して、乙の名の下に「取締役ノ章」という印章が押捺してある場合（大判大正八・四・二一民錄二五輯六二四頁）等、何れも代理關係の記載として十分であると認められている。しかし肩書に某會社とのみ記載してある場合には判例は一貫せず、一方では「甲會社乙」の記載は代理關係の記載と認め得るとし（東京控判昭和一一・七・七・三〇評論二六卷商八八頁）他方ではこのような場合、代理關係の記載と認めていない（東京控判大正四・六・一一新聞二四四三號一六頁、東京地判大正七・七・六新聞一四四九號二〇頁等）。

要するに代理關係の記載は「手形上になされたすべての記載自體を綜合的に判斷して、代理關係を否定する方が合理的であると解されるような場合を除いては、一般に形式的な代理關係の記載としてはY會社E營業所の肩書をもつて足りる」（平出・前掲一五九頁）とされよう。

本件控訴會社の主張では、本件約束手形はいずれも振出人を「控訴會社岡山出張所A」と明記し、同人が支店の營業の主任者たることを示すべき名稱を用いていないとのべているが、前述の考え方からすれば、その主張通りの記載だつたとしても、代理關係の記載として同樣の結論を生じ得たかもしれない。しかしこの點、判旨は證據に基づき、その約束手形には「岡山出張所所長A」と表示して振出したことを認定しているから、本件の場合、形式的には代理人が本人の爲にすることを示してなした手形行爲があつたと解して妨げないことになる。

次に、代理人による手形行爲の效果が本人に歸屬するには、代理人がその手形行爲について實質的に代理權を有しなければならない。しかしこの點については商法四二條が「本店又ハ支店ノ營業ノ主任者タルコトヲ示スベキ名稱ヲ附シタル使用人ハ之ヲ其ノ本店又

ハ支店ノ支配人ト同一ノ權限ヲ有スルモノト看做」しているため、その使用人に本店又は支店の營業の主任者たることを示すべき名稱が附されていれば、實質的に代理權が與えられていないでも、よいことになる（商法四二條、三八條）。

この規定は「商人が本店又は支店の營業の主任者たることを示すべき名稱（例えば支店長）を附したる使用人を置きたるに拘わらず、之を支配人としない場合が實際上屢々あるが、此の如き場合には之と取引を爲す第三者を害する虞があるから……此種の使用人は裁判上の行爲以外に付て支配人と同一權限を有するものと看做すと定め」（松本烝治・改正商法大意四四頁、四五頁）たのである。

ところで本件で問題になるのは、控訴會社がその使用人たるAにY會社岡山出張所長なる名稱を附していたことが、商法四二條にいわゆる「本店又ハ支店ノ營業ノ主任者タルコトヲ示スベキ名稱ヲ附シタル」というのにあたるかどうかということである。そしてこのことは、ここにいう本店又は支店の意味、更には營業の主任者の意味等が關連して問題になる。

本判旨は「その名稱は出張所であつてもその業務が支店の實質を有する場合にはその出張所長をも含むものと解するのが第三者保護を目的とする本條の精神に適う」とのべている。

それならば商法四二條の適用を受けるためには、その營業所とか出張所が支店の實體を備えなければならないのだろうか。

この點についての學說は、本條は昭和一三年四月四日法七二號によつて現われた規定であり、初め一要綱で營業所となつていたのが條文において本店又は支店ということになつたことは、營業所の範圍を明確化し、限定したものとして、理解」（米谷隆三・法外觀の限界・小池隆一博士還曆記念論文集二七〇頁）すべきだということから、本條は支店の實質を當然要求していると理解するものや、本條の立法の經過から、これは「代理權授與の點さえ具われば、その者が商法上の支配人たることに缺ける點はない場合に關する規定である」（津田利治・商事判例評釋一三回監修者附記・財政經濟弘報六五四號一〇頁）。よつて商業代理に關する規定だからといつて支店たる實體を有するか否かは全く關係ないものとはいえないとするなど、支店の實體を備えなければならないとされていた。判例でも從來はこの立場に立つていたようで、營業所、出張所などの實體が先ず審理されていた（東京高等昭和二七・六・一九判決・下級民集三卷六號八三七頁、札幌地裁昭和二七・一二・一〇判決・下級民集三卷一二號一七四六頁、東京高等昭和二八・三・三〇判決・判例時報一九號九頁・高裁民集六卷三號一一三頁等）。ところがこのような傾向に反し「支店が所謂支店たる實體を有するか否かということは、商業代理に關する本條においては全く關係」ないという判例（名古屋地裁昭三一・一一・一四判決・下級民集七卷一一號三二四頁）があらわれた。

商法四二條は法外觀の一發現であり、取引安全を保護するための規定であるとされている。（米谷・前掲二六七頁、石井照久・商法I二一頁八〇頁）。してみるとこの

ような外觀保護の趣旨からすれば、その營業所が支店の實質を備えるかどうかということよりは、むしろ支店の營業の主任者たることを示すべき名稱を附したかどうかの方に重點が置かれるべきだというのであろう。そしてこのことは、その營業所が支店の實質を有するかどうかは通常の取引上明らかでないばかりか、その判定が困難であることを思えば一理あるとも考えられるが、そうなると「(1)その營業主が商人たる實體を有するか否かを問わない、(2)支店たる實體はおろか、出張所でも賣店でも案内所でも何でもない、一定の場所で營業活動の全部又は一部を爲しているという事實すら必要でない。(3)とに角或る名稱だけが問題なので、その名稱に伴う背後の實質關係は一切取上げない」(津田利治・前掲一〇頁)ということになりかねない。そこで私はいかに近代法において外觀が尊重されなければならないとしても、靜的安全がある程度まで保障されなければ、眞の動的安全もその目的を達することを得ない。動的安全の保護のために、靜的安全の基礎を動搖せしむべきでないことは、現代社會の基本的要請である(鳩山秀夫・法律生活の靜的安全及び動的安全の調節を論ず・民法研究一卷五〇頁)という點から、取引の安全と企業の維持との調和點を支店の實質に求めるべきだと思う。この點、本判決がこのことを基本に置いていることは賛成である。

それならば支店とはどういうものをいうのであろうか。

商法上の營業所とは、營業活動において、單に内部的にその指揮命令が發せられる場所であるのみならず、外部的にも客觀的に活動の中心としてあらわれる場所であつて、或る程度の獨立性を有するものを云う。そして、一個の營業につき數個の營業所がある場合には、全營業を統括する營業所を本店、これに從屬してはいるが一定の範圍で獨立性を有するものを支店と云い、實際に用いられるその名稱の如何に拘わらない(田中・改正商法總則概論三一八頁以下、鈴木竹雄・營業所・岩波法律學辭典一卷一〇四頁、同支店同書二卷一一五〇頁、石井照久、商法I七六頁以下、西原寛一・日本商法論三九七頁以下)。よつてその實體を有すれば、形式上定款に支店として記載されていなくても、又登記されていなくても、それが支店であることに妨げないとされている。そして分店、出張所、派出所または賣店のような營業活動の一部が行われる場所にすぎないで、本店または支店の指揮命令がなくては獨立に行動することができないものは支店と異るとされている(田中誠二編著・判例總系商法總則商行爲法一〇七頁)。即ちその場所で對内的には經理面又は人事面等で、本店とは別個に獨自に處理し得るし、對外的にも一定の範圍で獨自に營業活動をなし得る、例えば仕入、販賣、その他の契約を締結し得るものならば、その場所は支店であるといいえよう。

本件では「控訴會社は岡山縣知事に對し、土木建築請負業者としての登錄屆出をY會社岡山出張所の名でなし、また他と請負契約を締結する場合緊急を要するとき小工事については本社に連絡することなく出張所長において仕事の内容を檢討して契約を締結しその爲

に必要な或る程度の資材の購入その代金の支拂等を爲していた」という事實認定の下に、「控訴會社の岡山出張所はその業務が支店としての實質を具えていたもの」と判斷しているが、誤りとはいえないであろう（東京高等昭和三三・七・一四判下級民集九巻七號一二九〇頁參照）。

次に商法四二條二項にいう相手方とは、流通證券である手形關係の特質上、「手形授受の直接の相手方ばかりでなくその後適法に手形上の權利者となつたもの、すなわち現在の所持人をも包含し惡意の有無は權利を行使する所持人について判斷すべき」ことは當然であろう（大判昭二・一二・二四民七五四頁、判民昭和二年度一一一事件參照）。

そして、ここに惡意とは、手形振出の權限のないことをしることをいい、それ以上に當該出張所が支店の實質を有するかどうかとか、當該使用人が支配人でないことを知る意味ではない（大隅健一郎・商法總則一六三頁）。

（米津　昭子）